## 平成22年度税制改正大綱の一部改正について

平成 21 年 12 月 25 日 閣 議 決 定

平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)の一部を次のように改正する。

第2章の2の(1)中「81項目」を「82項目」に改める。

第4章の6の(4)の[国税]の(延長・拡充等)に次のように加える。

⑤ 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料 税の税率の特例措置の対象に、貨物便を追加します。 ○平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)

## 改正案

第2章 新しい税制改正の仕組み

- 2. 「ふるい」、租特透明化法(仮称)
- (1)「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ば れるものがあります。租税特別措置には 様々なものがありますが、その多くが特定 の者の税負担を軽減することなどにより 産業政策等の特定の政策目的の実現に向 けて経済活動を誘導する手段となってい ます。他方、こうした租税特別措置は、「公 平・透明・納得」の原則から見れば、税負 担の公平の原則の例外であり、これが正当 化されるためには、その適用の実態や効果 が透明で分かりやすく、納税者が納得でき るものでなくてはなりません。しかし、現 状では、適用実態がはっきりしないもの や、適用件数が非常に少ないもの、導入か ら相当期間が経過し役割を終えているも の、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を 受けていると思われるものが散見されま す。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました(別紙1、2参照)。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286

## 現行

- 第2章 新しい税制改正の仕組み
- 2. 「ふるい」、租特透明化法(仮称)
- (1)「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ば れるものがあります。租税特別措置には 様々なものがありますが、その多くが特定 の者の税負担を軽減することなどにより 産業政策等の特定の政策目的の実現に向 けて経済活動を誘導する手段となってい ます。他方、こうした租税特別措置は、「公 平・透明・納得」の原則から見れば、税負 担の公平の原則の例外であり、これが正当 化されるためには、その適用の実態や効果 が透明で分かりやすく、納税者が納得でき るものでなくてはなりません。しかし、現 状では、適用実態がはっきりしないもの や、適用件数が非常に少ないもの、導入か ら相当期間が経過し役割を終えているも の、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を 受けていると思われるものが散見されま す。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました(別紙1、2参照)。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286

項目ありますが、これらの全てを「ふるい」 にかけて、平成 22 年度税制改正から始ま る今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成 22 年度税制 改正では、平成 21 年度末までに適用期限 が到来する措置を中心に、各府省から拡充 や見直しの要望があった項目等を含め、国 税で 82 項目、地方税で 90 項目の見直しを 行いました。この結果として、国税で 41 項目、地方税で 57 項目を廃止又は縮減す ることとしました。

なお、今般適用期限を延長するとしたものについても、下記の「租特透明化法(仮称)」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

(2)(略)

第4章 平成22年度税制改正

- 1. ~5. (略)
- 6. 消費課税
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 租税特别措置等

〔国税〕

(廃止・縮減等)(略)

(延長・拡充等)

①~④ (略)

⑤ 沖縄路線航空機に積み込まれる航空 機燃料に係る航空機燃料税の税率の特 例措置の対象に、貨物便を追加します。

[地方税] (略)

(5)(略)

7. ~11. (略)

項目ありますが、これらの全てを「ふるい」 にかけて、平成22年度税制改正から始ま る今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成 22 年度税制 改正では、平成 21 年度末までに適用期限 が到来する措置を中心に、各府省から拡充 や見直しの要望があった項目等を含め、国 税で 81 項目、地方税で 90 項目の見直しを 行いました。この結果として、国税で 41 項目、地方税で 57 項目を廃止又は縮減す ることとしました。

なお、今般適用期限を延長するとしたものについても、下記の「租特透明化法(仮称)」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

(2)(略)

第4章 平成22年度税制改正

- $1. \sim 5.$  (略)
- 6. 消費課税
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 租税特別措置等

[国税]

(廃止・縮減等) (略)

(延長・拡充等)

①~④ (略)

(新設)

〔地方税〕(略)

(5)(略)

7. ~11. (略)